

⑦ その他

担当課	名称	概要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等に関して公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
企画調整課	砺波市移住・定住引越し支援事業補助金	夫婦及び二世帯世帯、Uターンする単身世帯が引越して、新たに三世帯同居又は近居する場合に、運送業者に支払う引越し経費を助成するもの。	補助金額（1世帯当たり上限金額） 運送業者に支払いをした引越し経費 同居：1/2 近居：1/4 ・ 県外からの転入 同居：50,000円 近居：25,000円 ・ 市外からの転入 同居：20,000円 近居：10,000円 ・ 市内における転居 同居：10,000円 近居：5,000円	新たに三世帯家庭になるため、引越を行う者で、次の要件をすべて満たすもの。 （既に三世帯となっている世帯に、新たな世帯員が加わる場合は対象とならない。） (1)三世帯家庭の全員が、市内に住所を有すること。 (2)三世帯家庭の全員が、市税等を滞納していないこと。 (3)三世帯家庭の全員が、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。 (4)県外及び市外からの転入の場合、転入日から起算して、過去1年以内に砺波市に居住した実態がないこと。 (5)補助金の交付決定後、3年以上三世帯同居・近居を継続すること。	なし		砺波市移住・定住引越し支援事業補助金交付要綱
企画調整課	砺波市婚活支援事業補助金	少子化の要因となっている晩婚化、未婚化に対する取組みとして、独身男女の出会いの場の積極的な創出を図る事業を実施する団体等に対して補助金を交付するもの。	・ 事業に要する経費のうち、補助対象経費から参加費以外の収入額を控除した額の2分の1（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は10万円のいずれか低い金額とする。 ・ 補助金は、補助対象者につき、同一年度において1回限りとし、予算の範囲内において交付する。 [対象経費] 報償費（講師謝礼等）、消耗品費（事業の実施に必要な消耗品（景品、記念品等を除く。）、燃料費（ガソリン、灯油等）、印刷製本費（チラシ、ポスター、資料の印刷費、コピー代等）、通信費（郵便料、電話料等）、広告料（新聞、テレビ、ラジオの広告宣伝料等）、保険料（損害保険料等）、使用料及び賃借料（会場使用料、機械・車両賃借料、設備賃借料等）、原材料費（事業の実施に必要な原材料）、その他市長が必要と認める経費	地域コミュニティ団体、市内に事務所を有する企業、特定非営利活動法人その他市長が適当と認めるもので次の要件を満たすもの。 (1)20歳以上の独身男女を対象とすること。 (2)参加者総数は10人以上とし、参加者の5人以上又は3分の1以上のいずれが多い人数が市内在住者又は在勤者であること。 (3)参加予定者の男女の比率が同程度であること。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りではない。 (4)参加者から参加費を徴収する場合は、個人的に消費する経費（飲食代等）の実費徴収程度であること。 (5)公序良俗に反する内容又は社会通念上相当でないと認められる内容を含まないこと。 (6)営利を主たる目的とせず、特定の商品の販売、販売のあっせん又は事業以外の業務への勧誘等、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。 (7)原則として、市内の施設等を会場とすること。 (8)実施に際し、事故防止に万全を期すること。 (9)事業期間が単年度内であること。	なし	https://www.city.tonami.toyama.jp/info/1552622785.html	砺波市婚活支援事業補助金交付要綱
企画調整課	砺波市移住支援金	砺波市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足を解消するため、東京圏から砺波市に移住し、中小企業に新規就業した方又は起業した方に移住支援金を支給するもの。 （東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県（条件不利地を除く））	2人以上の世帯：100万円/世帯 単身世帯：60万円/世帯	(1)次のいずれかの期間、もしくは合算した期間が通算5年以上であること。 ①直近10年間のうち、東京23区に居住していた期間 ②直近10年間のうち、東京圏に居住し、かつ、東京23区に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していた期間 (2)転入直前の1年間連続して東京23区に居住又は東京圏に居住し、かつ、東京23区に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。 (3)平成31年4月1日以降に砺波市に転入したこと。 (4)申請時において、転入後3箇月以上かつ1年以内であること。 (5)申請日から5年以上継続して砺波市に居住する意思を有していること。 (6)「とやまUターンガイド」に移住支援金の対象として掲載されている求人に応募し、新規に雇用されたこと又は富山県の「移住者創業チャレンジ応援事業」の交付決定を受けていること。 (7)就業先の代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている者が、申請者にとって3親等以内の親族でないこと。 (8)申請時において就業先に連続して3箇月以上在職していること。 (9)申請日から5年以上継続して就業先に勤務する意思を有していること。 2人以上の世帯での申請の場合は、全ての世帯員が次の要件を満たしていること。 (10)転入直前に同一世帯に属していたこと。 (11)申請時に同一世帯に属していること。 (12)平成31年4月1日以降に転入したこと。 (13)申請時において、転入後3箇月以上かつ1年以内であること。 (14)申請日から5年以上継続して砺波市に居住する意思を有していること。	なし	https://www.tonami-life.net/archive/s/4348	砺波市移住支援金交付要綱

高齢介護課	介護職員初任者研修費助成金	慢性的に人材が不足している介護保険サービス事業所における人材確保を図るため、介護職員初任者研修の資格を取得するために要する費用の一部を助成するもの。	介護保険法に規定する介護員養成研修で、富山県知事が指定する事業者の行う介護職員初任者研修に係る受講料に相当する額の1/2とし、2万5千円を限度とする。	(1)対象研修を終了した時点で市内の指定事業所に既に就労している者であって、その期間が3月以上経過し、助成金の交付申請時において引き続き就労している者 (2)対象研修を終了した日の翌日から起算して1年以内に市内の指定事業所に就労した者であって、その期間が3月以上経過し、助成金の交付申請時において引き続き就労している者	なし	https://www.city.tonami.toyama.jp/info/1441073018.html	砺波市介護職員初任者研修費助成金交付要綱
生活環境課	スズメバチの巣の駆除費補助金	スズメバチによる危害を未然に防止し、安全で安心な市民生活を確保するため、スズメバチの巣の駆除に要した経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するもの。	ハチ等の駆除を業とする者に委託して実施したスズメバチの巣の駆除に要した経費の1/3(100円未満切捨) 上限 1万円 ただし、巣の所在が不明な場合における調査経費、駆除に伴う建築物や工作物等の損壊・復旧に要する経費は除く。	(1)スズメバチが営巣している土地又は建物（アパート、マンションその他集合住宅を除く）を所有し、管理し又は占有する個人 (2)駆除責任者の特定又は連絡が困難で、かつ緊急性が高いと市が認める場合で、駆除責任者に代わりその巣を駆除しようとする自治会等	なし	http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1394436306.html	砺波市スズメバチの巣の駆除費補助金交付要綱
商工観光課	コンベンション開催事業補助金	富山県内で開催され、市内の宿泊施設に宿泊されるコンベンションの主催団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。	県外からの参加者1人1泊につき500円 (1)学会・大会・会議等(限度額50万円) (2)修学旅行・合宿等(限度額30万円) ※開催期間中に地域交流活動を行った場合は、参加人数に300円を乗じた額を補助する(上限額5万円、ただし(1)、(2)の限度額より上回らないものとする) ※富山県学会等開催事業費補助金の交付を受ける場合は、県外からの参加者1名1泊につき1,000円とする。	補助金の交付対象となるコンベンションは、次の要件をすべて満たすものとする。 (1)富山県内で開催されるものであること。ただし、活動の一部において、砺波市内の施設を利用すること。 (2)政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としないものであること。 (3)公序良俗を害するものでないこと。 (4)参加者のうち、富山県外から参加する者で砺波市内の宿泊施設（富山県砺波青少年自然の家を除く）に宿泊する者の延べ人数が50人以上であること。 (5)団体の構成員として、国又は地方公共団体以外の者が参加していること。 (6)開催にあたり砺波市からこの要綱に基づく補助金以外の補助金、負担金等の金銭的補助を受けていないこと。	なし	http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300844272.html	砺波市コンベンション開催事業補助金交付要綱
商工観光課	市民交流支援事業補助金	指定都市との市民交流を通じて、交流人口の拡大を目指すことを目的に、指定都市において開催する次の交流事業で指定都市における宿泊を伴うもの(1つの申請につき指定都市における宿泊数の合計が10泊以上のもの)に補助金を交付するもの。 (1)観光、物産、特産品等の振興目的で開催される事業 (2)文化、教育、スポーツ等による交流を目的とした大会、交流会、情報情報交換会 (3)その他市長が認める事業 ●指定都市とは (1)国内の姉妹都市 (2)フラワー交流都市 (3)市民交流協定都市 (4)観光交流都市 (5)その他市長が認める都市	1泊1人当たり1千円とし、1人当たり2千円を限度とする。 申請者が団体の場合にあつては、上記にかかわらず、1回の事業につき30万円を上限とする。	(1)市内に住所を有する者若しくは市内の事業所に勤務する個人又は市に事務所を有する団体 (2)同一年度内において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者	なし	http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1338336365.html	砺波市市民交流支援事業補助金交付要綱
生涯学習・スポーツ課	文化財保存事業補助金	市指定文化財の保存を図るため、保存修理や保存継承に補助金を交付するもの。	●建造物 補助率1/2 補助限度額100万円 ●美術工芸品・有形民俗文化財・無形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物 補助率1/2 補助限度額50万円	指定文化財の所有者又は管理者	なし		砺波市文化財保存事業補助金交付要綱
生涯学習・スポーツ課	郷土芸能伝承指導者養成事業補助金	郷土芸能を普及啓発し、後世に継承するため、郷土芸能の保存団体に補助金を交付するもの。	予算の範囲内	郷土芸能の保存団体	なし		砺波市郷土芸能伝承指導者養成事業補助金交付要綱
生涯学習・スポーツ課	スポーツ競技大会出場激励金	スポーツの振興と競技力の向上を目的に、国際大会、全国大会等に出場する選手、監督に激励金を交付するもの。	●オリンピック、パラリンピック 国外開催 1人50,000円 国内開催 1人30,000円 ●ユニバーシアード、世界選手権、アジア競技大会、これに準ずる大会 国外開催 1人30,000円 国内開催 1人20,000円 ●国際大会として市長が認める大会 国外開催 1人20,000円 国内開催 1人10,000円 ●国民体育大会、日本選手権大会、全国障害者スポーツ大会 1人10,000円 ●文部科学省、(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本スポーツ協会加盟競技団体 (公財)全国高等学校体育連盟、(公財)日本高等学校野球連盟が主催する全国大会 1人10,000円 ●その他市長が認める全国大会(高校生以下のみ対象) 1人5,000円	(1)砺波市に住所を有する者 (2)職業として当該競技を行っていない者 (3)市税に滞納がない者	なし	http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1467717000.html	砺波市スポーツ競技大会出場激励金交付要綱